

# 世田谷区の 労働報酬下限額

令和8年  
4月1日から  
スタート

1時間あたり(時給)

1,610円

前年度比  
150円UP!

世田谷区の公共事業の多くは、公契約の契約先事業者によって担われています。世田谷区はこれらの契約先事業者の従業員の適正な労働環境を確保し、公共事業の質の確保に努めています。

- 世田谷区との契約での最低賃金額を「労働報酬下限額」といい、世田谷区公契約条例により定められた世田谷区との契約による事業のもとで働く方の報酬の最低額となります。
- 世田谷区との契約のうち、工事請負契約（予定価格3,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額の最も低い単価、および業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格2,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額が、1時間あたり1,610円となります。



世田谷区公契約条例や労働報酬下限額  
などの最新情報はホームページで！

世田谷区 労働報酬下限額 [検索](#)

世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL 03-5432-2965  
FAX 03-5432-3046